

お知らせ

あなたの「はじめる」を応援するまち西都

4月17日(日)は
西都市議会議員選挙の投票日です!



NO. 1401
2022. 4. 1

編集・発行 西都市役所 総務課
TEL0983(35)3001 FAX0983(43)2067
発行 毎月1日・15日

information

案内

- 1 4月1日から令和4年度特定健診および後期高齢者健診がスタートします
- 2 西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ
- 3 乳がん検診のご案内
- 4 小学校休業等対応助成金について
- 児童扶養手当を受給している方へ
- コ 5 特別障害者・障害児福祉手当をご存知ですか？
- ト 特別児童扶養手当をご存知ですか？
- ◎ 6 重度障害者タクシー料金助成事業のお知らせ
- コ 身体障がい者手帳などをお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ
- ト 7 軽自動車税(種別割)の減免について
- ◎ 9 西都市住宅改修支援事業補助金のご案内
- 10 西都市ふるさと納税返礼品拡充等支援事業について
- 水道料金改定時期の変更について
- あいそめ館の利用について
- 11 都市再生整備計画(第3期妻北地区)事後評価に関する公表のお知らせ
- 防犯灯設置助成事業のお知らせ
- 西都市住宅等除却事業のお知らせ
- 12 4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です
- 男女共同参画社会を目指して 講師の派遣を行います
- 13 国民年金保険料の学生納付特例制度をご存知ですか？
- 生理用品を配布しています
- 市民体育館シャワー設備の利用について
- 14 期日前投票にあわせてマイナンバーカードをつくりませんか
- 各支所でマイナンバーカードが作れます
- 15 事業所ごみの減量・資源化にご協力ください

催し・講座

- 15 「オレンジカフェ」を開催します
- 16 市働く婦人の家主催 「はじめてのピラティス」講座
- 市働く婦人の家主催 「はじめてのエクセル」講座
- 17 市文化ホール文化事業 「あいそめ寄席」
- テゲバジャーロ宮崎 ホーム戦のご案内

募集

- 18 会計年度任用職員の募集について(教育政策課 マイクロバス運転業務)
- 市営住宅の入居者募集について
- 19 【第1期】西都市創業等支援事業補助金申請の募集について
- 20 まちづくり会社が職員を募集中
- このはな学園生 募集
- 国税専門官採用試験受験者募集
- 21 弓道教室参加者募集について
- IT事務会計科 訓練生募集のお知らせ
- 22 都市計画マスタープラン素案に関する意見について

相談

- 22 「西都市子ども家庭総合支援拠点」開設
- 療育手帳巡回相談の実施について
- 23 法務局・人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を開設します

その他

- 23 西都市地域子育て支援センター つばさ館

新型コロナウイルス感染症の影響により、お知らせ印刷後に内容変更となる場合があります。最新情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報まとめ」をご確認ください。



■下表については回覧の際、有効にご利用ください。

※お知らせは市ホームページでも閲覧できます。 URL・・・<https://www.city.saito.lg.jp>

月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日

【市民の皆さんへ】 新型コロナウイルスに感染された方への思いやりを！「差別・偏見をなくしましょう」「正しい情報に基づく冷静な行動をしましょう」

40歳～74歳の西都市国民健康保険および後期高齢者医療保険加入の皆さまへ
4月1日から令和4年度特定健診および後期高齢者健診がスタートします
 大切な血管を守るために、年に1度の健診を受診しましょう。

(注意点) 4月1日(金)から5月31日(火)までは、保険証で特定健診および後期高齢者健診の受診ができます。
 対象者の方には5月下旬に受診券を発送予定です。発送後は、保険証による受診はできませんのでご注意ください。

- ①受診券の注意事項などの確認を行う。 → ②健診は申込みが必要
 個別健診→各病(医)院へ
 集団健診→健康管理課(43-0378)へ → ③健診当日は受診券などを忘れずに持っていく。前日夜9時以降の食事は控える。 → ④健診後は生活習慣のアドバイスを受ける。

- 健診項目：身体計測、血圧測定、血液検査(脂質、肝機能、血糖、腎機能、貧血など)、尿検査
 ※心電図検査は**国保のみ**、血清アルブミン検査は**後期のみ**
 ●料 金：国保特定健診および後期高齢者健診のどちらも無料です(年度内1回)

《個別健診実施機関》 ※各医療機関に直接ご予約ください。

【健診日程】4月～翌年2月

上野医院	44-5100	西都児湯医療センター	42-1113
上山医院	43-1129	佐藤クリニック	43-5309
宇和田胃腸内科	42-0111	三財病院	44-5221
大塚病院	43-0016	すぎお医院	41-1177
久保循環器内科医院	32-0373	鶴田病院	42-3711
黒木胃腸科医院	43-1304	富田医院	43-0178
児玉内科クリニック	43-1777	東米良診療所	46-2335

【注意事項】

40～74歳の市国保の方は、個別健診、集団健診、市国保が実施する簡易人間ドック(4月2日から令和5年4月1日に25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳のお誕生日を迎える方)のうち、いずれか1つしか受診できません。

《集団健診》 ※健康管理課(43-0378)にお申込みください。

健診日	場 所	受付時間	備 考
6月14日(火)	コミュニティセンター	8:00 ～9:30	【検診セット】 ※年齢等対象外あり ・肝炎・前立腺がん ・胃がんリスク ・肺がん(X線) 2/2のみ ・肺がん(CT) 10/2, 11/12のみ ・胃がん(バリウム) 6/14, 2/2, 2/14を除く ・大腸がん
7月6日(水)	保健センター		
8月25日(木)	保健センター		
9月12日(月)	保健センター		
10月2日(日)	保健センター		
10月13日(木)	三納地区館		
10月18日(火)	都於郡地区館		
11月1日(火)	三財地区館		
11月12日(土)	保健センター		
11月17日(木)	市役所穂北支所		
1月18日(水)	保健センター		
2月2日(木)	保健センター		
2月14日(火)	コミュニティセンター		

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係・高齢者医療係 43-0378)

西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施します。特定健診よりも検査項目が多く、自分の健康状態をより詳しく把握できます。いつまでも自分らしい生活をつづけるために、ぜひご活用ください。

1. 対象者

市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳に到達する方が対象です。

25歳（平成 9年4月2日から 平成10年4月1日まで）

30歳（平成 4年4月2日から 平成 5年4月1日まで）

35歳（昭和62年4月2日から 昭和63年4月1日まで）

40歳（昭和57年4月2日から 昭和58年4月1日まで）

45歳（昭和52年4月2日から 昭和53年4月1日まで）

50歳（昭和47年4月2日から 昭和48年4月1日まで）

55歳（昭和42年4月2日から 昭和43年4月1日まで）

60歳（昭和37年4月2日から 昭和38年4月1日まで）

65歳（昭和32年4月2日から 昭和33年4月1日まで）

70歳（昭和27年4月2日から 昭和28年4月1日まで）

2. 検査内容

基本検査項目	身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査 生化学的検査、胸部X線、エコー(腹部)、心電図 上部消化管検査(胃X線透視または胃内視鏡検査)
下部消化管検査	全大腸内視鏡検査
頭部検査	頭部MRI・MRA

※申込受付は6月頃を予定しています(現時点では申込みは受け付けていません)。

※対象となる方には、申込受付の開始前に通知ハガキを郵送します。

※40歳以上の方は、同年度内で助成を受けられるのは特定健診または人間ドックのどちらか一方のみになります。今年度人間ドック受診希望の方は、特定健診を受診されないようご注意ください(受診券は5月下旬に送付します。人間ドック申込時に必要ですので、保管しておいてください)。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378)

3. 自己負担金

受診される項目により、自己負担額が異なります。

自己負担していただく金額は、通知ハガキにてご確認ください。

4. 受診医療機関

市が指定した市内医療機関で受診していただきます。

詳しくは申込時にご説明いたします。

※注意事項

①受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。

②4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。

③保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。

④現在かかりつけ医療機関があり通院などをされている方は、主治医とご相談のうえ、お申込みください。

★人間ドックは「さいとくポイント」の対象になります。ポイントカードと検査の結果を健康管理課の窓口を持ってきていただくと、300ポイント付けることができます。詳しくは申込時にご説明いたします。

乳がん検診のご案内

日本人女性がかかるがんの中でも上位に位置する乳がん。30歳を超えると増えはじめ、40～50歳代で最も多く見られます。早期発見のために、ぜひ乳がん検診を受けましょう。

- 対象：西都市に住民登録のある30歳以上の女性（年度年齢）
（ただし、市の補助は2年に1度になりますので、令和3年5月1日から令和4年2月28日までに受けられた方は対象外となります）
 - 内容：問診・マンモグラフィ検査・超音波検査
 - 料金：3,000円
 ※西都市国民健康保険の方は1,500円（保険証を提示）
 ※JA西都女性部に加入の本人・家族は補助あり（助成券が必要）
 ※以下に該当する方は**無料**です
 - ①満70歳以上の方（保険証を提示）
 - ②65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
 - ③市民税非課税世帯の方
（税務課発行の世帯の課税証明書を提示、コンビニ発行不可）
 - ④生活保護世帯の方
（福祉事務所発行の生活保護受給証明書を提示）
 - ⑤今年度に41歳になられる方（保険証を提示）
（昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方）
- ※検診当日に保険証などの提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください**

●禁忌事項

- 以下に該当する方は、乳がん検診は受けられません。
- ①乳がんの手術後（乳房温存手術を含む）で5年未満の方
 ※5年以上であっても病院をおすすめする場合があります
 - ②豊胸手術を受けられた方
 - ③心臓ペースメーカーを装着されている方
 - ④胸部にステント、シャント、カテーテルなどの手術を受けられた方
 - ⑤妊娠中の方や妊娠の可能性がある方

●個別検診

大塚病院	日時：5月21日（土）、6月18日（土）、7月16日（土） 9月17日（土）、10月22日（土）、11月19日（土） 午前8時10分～11時30分
鶴田病院	日時：5月2日（月）～令和5年2月28日（火）の 月・火・水・金曜の午後2時30分～
さがら病院宮崎	日時：5月2日（月）～令和5年2月28日（火）の平日 午前11時、11時30分 午後1時30分、2時、2時30分 ※市の子宮がん検診も受けることができます
All About Breast 乳腺外科 クリニック	日時：5月1日（日）～令和5年2月28日（火）の診療時間内 （土日も実施） ※第2・4日曜は休診
まつ婦人科 クリニック	日時：5月2日（月）～令和5年2月28日（火）の診療時間内 ※市の子宮がん検診も受けることができます

●集団検診

日時：5月26日（木）、10月31日（月）、11月24日（木）、12月7日（水）
令和5年1月27日（金）、1月29日（日） 午前9時～午後4時
場所：保健センター

※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、延期または中止の可能性がありますので、最新情報を市ホームページでご確認ください。

●申込先・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

小学校休業等対応助成金について

○小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

○特別相談窓口について

宮崎労働局雇用環境・均等室では「企業にこの助成金を利用してもらいたい」など、労働者の方からの相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけなどを行っています。

○労働者による直接申請について

労働局からの助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、労働者が直接申請することが可能です。労働者が利用を希望する場合は、まず以下の問合せ先にご連絡ください。

○直接申請の対象について（以下①～③を満たすことが必要です）

- ①労働局が事業主に助成金活用の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと。
- ②小学校等の臨時休業などのために仕事を休み（保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含む）、その休んだ日時について賃金等が支払われていないこと。
- ③労働者が直接申請するに当たって、その労働者を休業させたとする扱いとすることに事業主が了承すること。また申請書の事業主記載欄への記入や証明書類の提供について事業主の協力が得られること。

【問合せ先】

宮崎労働局雇用環境・均等室（0985-38-8821）

（文書取扱：商工観光課）

児童扶養手当を受給している方へ

○手当額の改定について

児童扶養手当の月額、法律の規定に基づき、全国消費者物価指数の変動に応じて見直しが行われることとなっています。

今回、令和3年の物価変動率に基づき、児童扶養手当の月額が改定となり、令和4年度の児童扶養手当額については**0.2%の引き下げ**となります。

令和4年度の児童扶養手当額（月額）

	令和4年3月分まで	令和4年4月分から
本体額		
全部支給	43,160円	43,070円
一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
第2子加算額		
全部支給	10,190円	10,170円
一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円
第3子以降加算額		
全部支給	6,110円	6,100円
一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

※児童扶養手当を受給している方には、個別に通知を送付しますので、そちらで4月分以降の手当額をご確認ください。

○児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の手続きはお済ですか？

手当や医療費助成を受けている方で「住所・氏名・保険証・世帯状況」などに変更があった場合は、各種手続きが必要です。

各種手続きを行わないと、手当や医療費の助成が一時受けられなくなる場合がありますので、早めに手続きを行ってください。

また、現在婚姻や事実婚などがある場合は、手当や医療費助成を受けることはできませんので、必ず喪失手続きを行ってください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

特別障害者・障害児福祉手当を ご存知ですか？

【特別障害者手当】

特別障害者手当は、重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある**20歳以上**の在宅者に支給されます。

支給対象者は、おおむね重度の障がいを2つ以上有する方です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ①施設に入所している場合
- ②病院または診療所などに継続して3カ月を超えて入院している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

【障害児福祉手当】

障害児福祉手当は、重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態にある**20歳未満**の方に支給されます。

支給対象者は、おおむね身体障害者手帳1・2級程度または知的障がい者で知能指数(I.Q)20以下程度(精神障がいと同程度と認められるものも含む)の方です。

ただし、次の場合は対象になりません。

- ①障がいを事由とする年金の給付を受けることができる場合
- ②障害児入所施設などに入所している場合
- ③所得制限限度額を超えている場合

【問合せ】

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所 障害福祉係)

特別児童扶養手当をご存知ですか？

特別児童扶養手当は、障がい児(20歳未満で重度または中程度の障がいがある児童)を監護する父もしくは母、または父母にかわりその障がい児を養育している方に支給されます。

◆重度の障がいとは

- ①身体障がいの場合 …身体障害者手帳1・2級程度
- ②知的障がいの場合 …おおむね知能指数(I.Q)35以下の程度(療育手帳「A」程度)
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆中程度の障がいとは

- ①身体障がいの場合 …身体障害者手帳3・4級程度
- ②知的障がいの場合 …おおむね知能指数(I.Q)35～50程度(療育手帳「B-1」程度)
- ③その他の障がいの場合…上記の障がいと同程度と認められるもの

◆所得制限があります。

- ①受給資格者(監護者の所得)
- ②配偶者・扶養義務者の所得

◆問合せ

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所 障害福祉係)

重度障害者タクシー料金助成事業のお知らせ

タクシー利用券を4月1日から交付します

【対象者】

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受け、1級または2級の障がいに該当する方
- ②療育手帳の交付を受け、当該障がいがAに該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

※障がいを理由に自動車税の減免（軽自動車税の減免を除く）を受けている方、または施設に入所中の方は該当しません。

【助成額等】

タクシー利用券24枚（4月申請決定のとき）

*1枚につき小型タクシー基本料金の額が助成となります。

*申請月により交付枚数（1カ月あたり2枚）が変わります。

【申込先】

手帳と印鑑をご持参のうえ福祉事務所 障害福祉係にてお申込みください。代理人の方でも申請できます。

【問合せ先】

福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

身体障がい者手帳などをお持ちの方へ 自動車税の減免のお知らせ

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の登録名義人に課税され、令和4年度の納期限は5月31日（火）となっています。

身体障がい者などの方のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、5月31日（火）までに申請すれば、自動車税が減免されます。

以下の場所で身体障がい者等減免申請の受付を行っていますので、詳しくはお問合せください。

場所 : 宮崎県総合庁舎 高鍋県税・総務事務所
期日 : 4月1日（金）～5月31日（火）の平日
時間 : 午前8時30分～午後5時15分

場所 : 宮崎県西都総合庁舎 県税窓口
期日 : 5月13日（金）・27日（金）
時間 : 午前9時10分～12時、午後1時～4時

※身体障がい者等減免は5月31日（火）までに申請しないと受け付けられませんのでご注意ください。また、次ページ「軽自動車税（種別割）の減免について」に詳細が載っておりますのでご確認ください。

【問合せ先】

宮崎県総合庁舎 高鍋県税・総務事務所 23-0213
宮崎県西都総合庁舎 県税窓口 43-2121

（文書取扱：福祉事務所 障害福祉係）

軽自動車税(種別割)の減免について

令和4年度軽自動車税(種別割)の減免申請について、以下のとおり受付を行います。身体あるいは精神に障がいのある方が健全な社会生活を営むことができるよう、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を申請される方は、必要書類を添えて提出期限までに届出をしてください。なお、**令和2、3年度に減免の申請をされた方は、別途通知を送付しましたので、その内容に従ってください。**

1. 必要書類

提出期限：5月31日(火)

【障がい者本人が運転する場合】

- ①軽自動車税(種別割)減免申請書(税務課もしくは市ホームページにあります) ②納税義務者の**個人番号が分かる証明書(マイナンバーカードなど)**
③運転免許証 ④自動車検査証(車検があるもの) ⑤納税通知書(4月末日発送)
⑥障がいを証明するもの(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳) ※次ページ別表参照

【生計同一者が運転する場合】 ※生計同一者…障がい者の方と日常生活を共にしている親族(配偶者、血族6親等以内、姻族3親等以内)

- ①～⑥、⑦通院・通学・生業などの証明書(病院・学校・事業所などが証明するもの)

【常時介護する者が運転する場合】

- ①～⑥、⑧福祉事務所の交付する「軽自動車税(種別割)等に係る常時介護証明書」

※常時介護する者…障がい者などのみで構成される世帯において、通院・通学などのために障がい者所有の軽自動車を継続して日常的に運転する者

2. 減免の対象となる軽自動車の要件

- (1) 自動車検査証に自家用と記載されているもの(営業用は不可)

- (2) **所有者の名義が障がい者本人であること**(以下の①②を除きます)

- ①所有者の名義が生計同一者でよい場合 ※障がい者が18歳未満(4月1日)の場合

※障がい者が療育手帳または精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で自ら運転をしない場合

- ②使用者の名義を所有者とみなす場合 ※割賦販売などで自動車販売会社などが所有権を留保している場合

- (3) 障がい者本人が運転者であること(以下の①②を除きます)

- ①生計同一者が運転者でよい場合

※障がい者の**半年(申請の日以降6カ月)以上を見込む通院・通学(通所)・生業などのために週1回以上使用**していること

- ②常時介護者が運転者でよい場合 ※障がい者の**1年以上を見込む通院・通学(通所)・生業などのために週3回以上使用**していること

- (4) 自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割(県税)を含め、**障がい者1人につき1台のみ**

※自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割にも同様の減免措置があるので、高鍋県税事務所(23-0213)へお尋ねください。

ただし、自動車税種別割と軽自動車税(種別割)とで減免を重複して受けることはできません。

3. その他の減免制度(詳しくはお問合せください)

- ・公益のため直接専用するものと認める軽自動車など
- ・その構造がもっぱら身体障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

<下ページに続く>

[別表] 減免の対象となる障がい者

◎身体障害者手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転または 常時介護者運転
視覚障害	1級～3級および4級の1	
聴覚障害	2級および3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出手術を受けた者に限る)	
上肢不自由 (上肢機能障害)	1級、2級の1、2級の2および2級 (両上肢に障がいがあり、身体障害者手帳の旅 客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種と記載のある 者に限る)	
下肢不自由 (下肢機能障害)	1級～6級	1級、2級 および3級の1
体幹不自由 (体幹機能障害)	1級～3級 および5級	1級～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	1級および2級 (両上肢に障がいがある者に限る)
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こうまたは直腸・小腸の機能 障害	1級および3級	
ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能障害・肝臓機能障 害	1級～3級	
併合障害	1級～4級	1級～3級

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の級別	
	本人運転	生計同一者運転または 常時介護者運転
精神障害	障害の等級 1級	

◎戦傷病者手帳の交付を受けている人

障害の区分	重度障害の程度または障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転または 常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害	特別項症～第4項症	
平衡機能障害	特別項症～第4項症	
音声機能障害	特別項症～第2項症 (喉頭摘出手術を受け た者に限る)	
上肢不自由(上肢機能障害)	特別項症～第3項症	
下肢不自由(下肢機能障害)	特別項症～第6項症お よび第1款症～第3款 症	特別項症～第3項症
体幹不自由(体幹機能障害)	特別項症～第6項症お よび第1款症～第3款 症	特別項症～第4項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こうまたは直腸・小腸の機能 障害	特別項症～第3項症	

◎療育手帳の交付を受けている人

障害の区分	障害の程度	
	本人運転	生計同一者運転または常時介護者運転
知的障害	総合判定A	総合判定 A (ただし、特別支援学校への通学に使用する 者については、B1およびB2を含む)

(文書取扱・問合せ：税務課 市民税係 32-1009)

西都市住宅改修支援事業補助金のご案内

この事業は、市内在住の方または転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して、お住まいまたはその予定の住宅の改修工事を行う場合に、その経費を西都商工会議所ギフト券で助成する制度です。**ただし、着工前の申請が助成対象の要件ですのでご注意ください。**

この事業に関する申請書様式およびチラシは商工観光課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

●助成額

住宅改修工事・・・対象工事費の20%以内（1,000円未満の端数切り捨て）を全額ギフト券で交付。ただし、15万円を限度。

●対象となる要件	●対象となる工事
① 交付決定日以前に着工していないこと ※着工前の申請のみ受け付けます ② 市内に本社もしくは本店を有する法人または市内に住所を有する個人が施工者であること ③ 総工事費が20万円以上であること ④ 住宅の名義人が居住またはその予定である、市内に存する住宅であること ※賃貸住宅は対象外です ⑤ 建築後10年以上経過している住宅であること（令和4年3月31日時点） ⑥ 市税等を完納していること ⑦ 改修工事は令和5年3月31日までに完了し、実績報告書が提出できること ⑧ 対象工事が、本市や国などの過去の同様の助成制度による助成対象箇所と重複しないこと	① 増築または改築工事 ② 屋根の葺替え、塗装または外壁の補修などの外装工事 ③ 壁紙の張替え、間取りの変更、床または天井などの内装工事 ④ 台所、浴室、脱衣所、洗面室またはトイレの改修工事 ⑤ 建具、畳、ふすま、窓ガラスまたはサッシ工事 ⑥ 住宅などの電気設備改修工事または給排水設備改修工事 ⑦ 防音または断熱化工事 ⑧ 住宅内のバリアフリー化工事

●交付申請受付および問合せ先

商工観光課 産業振興係（43-3222）にて、**予算枠まで随時受付**します。

西都市ふるさと納税返礼品 拡充等支援事業について

本市では、ふるさと納税返礼品の製造などに係る施設整備または新たな返礼品の開発などを行う事業者に補助を行います。

要望調査を実施しますので、補助を希望される事業者は4月28日(木)までに総合政策課へ事前申込書を提出してください。

1 補助対象者

市内に住所または活動の拠点を有し、ふるさと納税返礼品を提供する者または提供する予定の者

2 補助内容等

補助内容	補助対象経費	補助率
施設整備等事業	○返礼品の生産・加工に必要な施設、設備に要する経費 ○返礼品の生産・加工に必要な機械器具などの購入費 など	補助対象経費の2分の1以内 (上限300万円)
返礼品開発等事業	○新たな返礼品の開発または改良に要する経費 ○新たな返礼品の分析、登録などに要する経費 など	補助対象経費の2分の1以内 (上限30万円)

3 要件等

- ・施設整備等事業は直近2年間返礼品提供実績があること
- ・当該年度から翌々年度まで返礼品を提供する見込みがあること など

4 問合せ先 総合政策課 ふるさと振興係 32-1000

水道料金改定時期の変更について

4月1日から水道料金および簡易水道料金を改定することとしておりましたが、年明けからの想像を超える新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大による市民生活や地域経済などへの影響を考慮し、**改定日を1年間延期し、令和5年4月1日(土)から**とすることといたしました。

利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、これからも安全で安心な水をお届けするため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、改定の内容などにつきましては、広報さいと2月号および市ホームページに掲載しております。

【水道料金・下水道使用料などの支払いが困難な方はご相談を】

新型コロナウイルス感染症の影響など、収入の大幅な減少といった事情により、上下水道料金などのお支払いが困難な方につきましては、支払期限の猶予や、納付方法などのご相談をお受けします。

詳しくは、上下水道課 営業係までお問合せください。

(文書取扱・問合せ：上下水道課 営業係 43-1325)

あいそめ館の利用について

あいそめ館(西都市大字妻1621番地)は営利を目的としない個人・団体などであれば集会室、別館(健康センター)を利用することができます。また、休養室にはヘルストロンを完備しております。

部屋の貸出時間などにつきましては、西都市シルバー人材センターにお問合せください。

問合せ先：西都市シルバー人材センター 43-0171

(文書取扱：市民課 市民協働推進係)

都市再生整備計画（第3期妻北地区）事後評価に関する公表のお知らせ

市では、平成28年度から令和3年度にかけて都市再生整備計画事業（記紀の道や桜川歩行者専用道路、稚児ヶ池地区公園整備など）に取り組み、令和3年度が都市再生整備計画事業（第3期）の最終年度となるため、事後評価を実施しました。その結果を作成しましたので、以下の通り公表します。

【閲覧開始日】 4月1日（金）

【閲覧場所】 ○市ホームページ（市ホームページ⇒市政・行政⇒建設・都市計画） ○本庁舎2階 建設課内

【お問合せ先】 建設課 都市デザイン係 TEL：43-1321 FAX：43-4865 メール：tosikei@city.saito.lg.jp



（文書取扱：建設課 都市デザイン係）

防犯灯設置助成事業のお知らせ

西都地区地域安全協会では、犯罪の未然防止などを目的とした防犯灯を設置する団体等に対し助成金を交付しています。お申し込みを希望される団体等は以下により手続きをお願いします。

募集期間：4月1日（金）から

※予算の範囲内での助成となりますので、予算に到達次第、受け付けを締め切らせていただきます。

申請方法：生活環境課にて4月1日（金）から事前受け付けを行い、申請書をお渡ししますので、必要事項を記入の上、提出をお願いします。

申請者：防犯灯の設置および管理を行う団体等の代表者または関係者

申請灯数：1団体につき3灯まで

助成額：

【既設電柱に防犯灯を設置または交換する場合】

設置または交換工事に要する経費の3分の2（1000円未満切り捨て）

【新たに小柱を設置して防犯灯を設置する場合】

設置工事に要する経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）

※九州電力に対する申請を電気事業者へ依頼した場合は、手数料として1灯あたり2,000円が別途必要となります。

（文書取扱・問合せ：西都地区地域安全協会

≪事務局：生活環境課 43-1589≫）

西都市住宅等除却事業のお知らせ

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保を図るため、市内にある住宅等を自主的に除却する所有者などに対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

対象施設：市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築されたもので所有者などが個人である住宅等

ただし、所有権以外の権利が設定されていないこと

対象者：対象施設の所有権を有しており、市税の滞納がない者など

主な要件：

- ・補助対象住宅等の所在する敷地内を更地にする工事であること
- ・市内の施工業者が行う工事であること
- ・除却後の跡地について、3年を経過しないうちに、建築物の新築、売買および営利目的に使用しないこと など

対象経費：住宅等の解体、撤去および処分ならびに解体後の土地の整備に要する費用

補助金額：対象経費の1/3以内（上限60万円）

事前相談：上記以外にも要件があります。補助の対象となるのかの確認および提出書類などのご案内をしますので、生活環境課（43-1589）までお問合せください。

（文書取扱：生活環境課）

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。なりすました相手から言葉巧みに誘導され自分の裸の画像を送信させられたり、SNSで知り合った相手に誘い出されわいせつな行為をされたりする性被害が起きています。望まない性的な行為はどんな理由・相手でも性暴力です。社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

また、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳・19歳の方は未成年であることを理由とした契約の取消ができなくなり、アダルトビデオに出演するという認識がないまま契約し、出演を強要される問題が起こることも考えられ、より一層の注意が必要です。

性犯罪・性暴力でお悩みの方は一人で悩まないでご相談ください。あなたの不安に寄り添いながら支援をする、公的な相談窓口があります。

◎性犯罪・性暴力被害相談窓口

★性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）

☎ #8891（はやくワンストップ）

★性暴力に関するSNS相談「Cure time」（内閣府）※1

★性犯罪被害相談電話（警察）

☎ #8103（ハートさん）

★警察相談専用電話（警察）

☎ #9110

◎性的画像を含むインターネット上の問題

★女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局）

☎ 0570-070-810

★違法・有害情報相談センター ※2

◎職場におけるセクシュアルハラスメント

★都道府県労働局雇用環境・均等部（室）※3

◎犯罪被害者支援

★日本司法支援センター（法テラス）

☎ 0120-079714

（IP電話からは03-6745-5601）

（文書取扱：福祉事務所）



↑ ※1



↑ ※2



↑ ※3

所在地一覧

～男女共同参画社会を目指して～ 講師の派遣を行います

市では、家庭・職場・地域などのさまざまな場において、だれもが対等な立場で個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指すため、講演会などを行う団体に講師の派遣を行っています。

これからの地域づくりや暮らしを取り巻く、さまざまな問題について、男女共同参画の視点で学んでみませんか。

講師は、宮崎県男女共同参画センター登録講師の方々をはじめ、希望があれば相談に応じます。ぜひ、ご利用ください。

1. 派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体
で参加希望者が20名以上
2. 申込期間：令和5年2月28日（火）まで
3. 申込先：市民課 市民協働推進係（43-1204）
4. 申込締切：講演会開催日の2か月前まで

【過去の主な講演内容】

- 男女が輝いて生きるために～自分のための終活（生前整理）～
- LGBTについて基本的理解・それぞれの立場で「今」できることとは
- 知っておきたい年金、健康保険、そして相続の話
～亡くなった親の口座に残っているお金はどうなるの？～
- 食が子どもの心と体を育む
- ココロもカラダも楽々（らっくらく）～笑いで健やかな毎日を～
- 男女共同参画社会時代における支え合いの子育て
- ガールズ・トーク～いつも隣にいるあの女性が最近輝いている秘訣～
- 様々な悩みを抱える現代の子どもたちに今、大人ができること
など

（文書取扱：市民課）

国民年金保険料の 学生納付特例制度をご存知ですか？

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

<所得の目安>

128万円＋【扶養親族等の数×38万円】

※令和2年度以前の計算式は、128万円が118万円になります。

「学生納付特例」を申請される方は、次のものを市民課 年金係にご持参ください。

- ・窓口に来られる方の身分証明書（運転免許証など）
- ・在学証明書（原本）か学生証（コピー可ですが、裏面にも証明事項がある場合があるので両面のコピーが必要です）
- ・申請者（学生）と別住所の代理の方が来られる場合は委任状

不明な点がありましたら

高鍋年金事務所 23-5111

市民課 年金係 43-1221 にお問合せください。

（文書取扱：市民課）

生理用品を配布しています

経済的理由で生理用品の購入に支障をきたしている女性市民に生理用品を無料で配布し、コロナ禍で家計が困窮する女性や女兒を支援することを目的として生理の貧困支援事業を実施しています。

福祉事務所や各支所の窓口「生理用品が必要な方は、窓口はこのカードをご提示ください」と記載された引換券（カード）を自由に取れるように配置しております。

生理用品が必要な方は、福祉事務所や支所の窓口カウンターに配置している引換券（カード）を職員にお渡しください。

声に出さなくても大丈夫です。お名前などを伺うこともありませんのでご安心ください。お一人1パックで数が無くなり次第終了となります。

（文書取扱：福祉事務所）

市民体育館シャワー設備の利用について

今まで市民体育館のシャワー設備は“冷水”しか利用できませんでしたが令和3年度シャワー設備の改修工事を実施し、先月末に竣工しました。

今後は“温水”シャワーの利用が可能となることから、さまざまなスポーツで汗をかいた後に、リニューアルされたシャワーをぜひご活用ください。

なお、“温水”シャワーを利用するには、コインタイマー式で1回あたり300円が必要となります。

（文書取扱・問合せ：スポーツ振興課 43-3478）

期日前投票にあわせて マイナンバーカードをつくりませんか

仕事や学校などで日中手続きに来ることが難しい方、チャンスです。

■窓口時間：4月11日（月）～15日（金）午後5時～8時

4月16日（土）午前8時～午後8時

（最終受付はいずれも午後7時30分）

※上記期間は、申請専用窓口です。カードの交付や暗証番号の再設定などはできません。カードの交付や暗証番号の再設定などが必要な方は**予約制**ですので**市民課 マイナンバーカード係（35-3020）**にご連絡ください。

■会場：本庁舎1階 期日前投票会場入り口

■対象者：西都市に住民票があり、マイナンバーカードを初めて申請される方 ※投票以外の方もご利用できます。

■当日カード申請に必要なもの

①個人番号通知カード

※通知カードを紛失していてもカードの申請ができます。

②本人確認書類

運転免許証、パスポート
身体障害者手帳 など
顔写真付きの公的身分証明書
から**1点**

または

健康保険証、医療受給者証
預金通帳、学生証 など
から**2点**

※15歳未満の方は、親権者の同行と親権者本人の確認書類も必要です。
○出来上がったカードはご自宅に郵送します。この機会にぜひお立ち寄りください。

■予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係（35-3020）

（文書取扱：市民課）

各支所でマイナンバーカードが作れます

市民課および各支所では、マイナンバーカードの新規申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。申請時に一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便などでご自宅に届きます。ただし、申請から約1カ月程度日数がかかります。**※事前に電話予約が必要です。**

●市民課：35-3020 ●穂北支所：43-1113

●三納支所：45-1111 ●都於郡支所：44-5222

●三財支所：44-5111 ●東米良支所：49-3031

平日に都合がつかない方は、休日に市民課窓口で申請やカードの交付などができます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、必ず**電話予約**をお願いします。

※休日は市役所のみのお受付です。各支所では行っていません。

■日時：4月10日（日）午前9時～午後3時

4月24日（日）午前9時～午後3時

5月 8日（日）午前9時～午後3時

5月29日（日）午前9時～午後3時

【マイナンバーカード有効期限通知書（青色の封筒）】

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、5年間有効です。5月が誕生月の方は、4月中旬ごろまでに有効期限通知書が届きますので**電話予約**をしてから市民課までお越しください。なお、更新手続きは、誕生日の3カ月前からできます。（各支所では更新手続きはできません）

署名用電子証明書・・・6～16桁の英数字

利用者証明用電子証明書・・・4桁の数字

●予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係（35-3020）

（文書取扱：市民課）

事業者の皆さまへ 事業所ごみの減量・資源化にご協力ください

事業系一般廃棄物の排出量が年々増加しています。これまでも事業者の皆さまには、ごみの適正排出にご協力いただいておりますが、なお一層のごみの減量・資源化にご協力をお願いいたします。

★ 事業系ごみとは

事務所・商店・飲食店・農家・病院・工場などから事業活動に伴い排出されるごみのことを事業系ごみといい「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、いずれもごみ集積所には出すことができません。

★ 「事業系一般廃棄物」の処理の仕方について

事業所ごみの処理は、市の許可を受けた以下の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください(市ホームページでも確認できます)。

◎フジクリーン(有)	44-5975
◎(株)山崎紙源センター	0985-24-2551
◎(有)茶臼原造園	42-2688
◎(株)真栄	42-6608
◎(有)クリーンクリエイト	33-5755

★ 「産業廃棄物」の処理の仕方について

産業廃棄物の処理は、県の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。なお、産業廃棄物に関することは、(社)宮崎県産業資源循環協会(0985-26-6881)または高鍋保健所(22-1330)へお問合せください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

「オレンジカフェ」を開催します

「オレンジカフェ」とは「認知症カフェ」とも呼ばれ、認知症の方やその家族、支援をする方などが集い、情報交換をしたり、お互いに悩みや困りごとなどを共感し合える場でもあります。

今月は、参加者の皆さんが交流を深める「交流会」などを行います。

もの忘れで悩んでいるご本人やご家族はもちろん、現在介護されている方だけでなく介護経験のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】4月28日(木) 午後1時30分～午後3時

【開催場所】生きがい交流広場(妻町1丁目73番地)

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・介護に興味のある方 など

【内容】参加者交流会 など

【参加費】無料

【申込先】

市北地区地域包括支援センター(担当：小牧真由美) 32-9595

市南地区地域包括支援センター(担当：小牧朋子) 41-0511

※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡をいたします。

※参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いいたします。

また水筒など水分補給できるものをご持参ください。

(文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係)

市働く婦人の家主催

「はじめてのピラティス」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

ピラティスは、姿勢や骨盤の歪みを改善し、腰痛・肩こり・冷え性の緩和やダイエット効果もあります。体幹を整えてバランスの取れた身体を作りませんか。

【開 講 日】 5月19日（木）毎月第1・3木曜日
午後7時30分～9時（全15回）

【場 所】 市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【条 件】 市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】 友の会費200円（初回のみ）

【持 参 品】 ヨガマット、タオル、水分補給用飲料水
※スポーツが出来る服装でお願いします。

【定 員】 14名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

○窓口で直接か、FAXでお申込みください。

○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。

※必要事項…①講座名「はじめてのピラティス」とご記入ください。

②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで
土 曜 午前9時30分～午後4時まで
（日曜・祝日は休館）

○受付期間 4月1日（金）～26日（火）

○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

○問合せ先 市働く婦人の家

TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

市働く婦人の家主催

「はじめてのエクセル」講座

* さいとくポイント進呈対象事業です *

エクセルの基礎を学ぶパソコン講座です。データ入力や基本的な計算方法などを楽しく学びませんか。

【開 講 日】 5月13日（金） 毎週金曜日
午後7時30分～9時（全15回）

【場 所】 市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）

【条 件】 市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。

【費 用】 友の会費200円（初回のみ）、テキスト代1,000円（初回のみ）

【持 参 品】 ノートパソコン（Windows10以降）、筆記用具

【定 員】 6名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

○窓口で直接か、FAXでお申込みください。

○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。

※必要事項…①講座名「はじめてのエクセル」とご記入ください。

②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢

⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）

⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。

○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで
土 曜 午前9時30分～午後4時まで
（日曜・祝日は休館）

○受付期間 4月1日（金）～26日（火）

○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。

○問合せ先 市働く婦人の家

TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

市文化ホール文化事業

あいそめ寄席

* さいとくポイント進呈対象事業です *

市文化ホール文化事業「あいそめ寄席」を開催します。

地元で大活躍の柱大黒（ノンプロ落語家）と、柱大黒が指導する「どしろう党」の柱大輔、柱大通りと、「ひむかこども落語会」のひむか亭とびうお（西都市出身）と、くじら亭ねずこが出演して、笑いを提供します。

また、やろかい清和が特別出演し、「ひょっとこ踊り」を披露します。

入場料は無料ですので、ぜひご来場いただき、楽しいひとときをお過ごしください。

なお、入場の際は新型コロナウイルス感染症対策に伴い、入口で職員による検温、マスク着用の確認、手指の消毒、社会的距離の確保などにご協力ください。

【開催日】5月15日（日）

【時間】開場：午後1時、開演：午後1時30分

【会場】市文化ホール（コミュニティプラザパオ3階）

【料金】無料

※整理券配布、全自由席

※コロナ感染状況により、入場制限させていただく場合がありますのでご了解願います。

【整理券配布場所】

市文化ホール事務所（市働く婦人の家内）

コミュニティプラザパオ1階インフォメーション

【後援】市、市教育委員会、一般社団法人西都市観光協会

宮崎日日新聞社

【問合せ先】市文化ホール事務所（市働く婦人の家内）

TEL：32-6307 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

テゲバジャーロ宮崎 ホーム戦のご案内

4月に実施されるテゲバジャーロ宮崎のJ3リーグホーム戦の日程です。ぜひスタジアムへ足をお運びください。

【試合日程】

節	試合日	開始時間	対戦相手
第4節	4月 3日(日)	13:00	鹿児島ユナイテッドFC
第6節	4月17日(日)	13:00	アスルクラロ沼津

【試合会場】ユニリーバスタジアム新富（新富町三納代1586）

【チケットの購入方法】

<前売券>

◇Jリーグチケット (<http://www.jleague-ticket.jp/club/tm/>)

◇オフィシャルショップ（宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ3階）

◇新富町チャレンジショップ（新富町三納代1765-1）

※販売開始日は試合日の2週間前（ファンクラブ会員は3週間前）

<当日券>

◇試合会場にて購入（数に限りがございます）

（文書取扱：スポーツ振興課）

会計年度任用職員の募集について (教育政策課 マイクロバス運転業務)

業務内容	教育委員会マイクロバス運転業務
募集人員	1名
任用期間	6月1日(水)から令和5年3月31日(金)まで
勤務時間等	原則として9時～16時(休憩時間12時～13時)週30時間 休日:基本的に、土日祝日および年末年始の指定日
報酬額等	月額141,058円以上 (職務経験による加算あり。ただし上限があります)
応募資格	西都市に在住し、大型または中型免許(8t限定なし)を有し、市税の滞納がない方
福利厚生	社会保険(健康保険、厚生年金保険)・労働保険 雇用保険・有給休暇制度・通勤手当(2km以上) 期末手当
募集締切	4月28日(木)まで ※必着
応募方法	市販の履歴書に顔写真を添付し必要事項を記載の上、運転免許証の写し、運転記録証明書(過去5年)を同封し、教育政策課まで郵送または持参してください。
選考方法	面接および運転実技により選考します。 ※面接などの日程は、後日連絡します。
その他	勤務場所:教育委員会 教育政策課
問合せ先	〒881-8501 西都市聖陵町二丁目1番地 教育政策課教育総務係 43-3106

(文書取扱:教育政策課)

市営住宅の入居者募集について

◆「定期募集(抽選会)」について

1. 抽選会開催月(奇数月):5月・7月・9月・11月・1月・3月
 2. 抽選会日時:毎回25日前後、午前10時開始
 3. 入居申込
 - ・申込用紙を記入の上、必要書類(住民票、所得証明書など)を添付してお申込みください。
 - ・申込月の翌月以降の直近開催月から抽選会に参加できます。
- ※5月抽選については、4月末までに申込完了の方が対象です**
4. 抽選会開催の通知
 - ・入居希望住宅が空家(入居可能)になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報(空家状況、開催日時、会場など)を通知します。

◆「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は建築住宅課 住宅係までお問合せください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合は抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について (3月18日現在)

住宅名	空家数	住宅名	空家数	住宅名	空家数
三宅	16	国分	1	宮之下	3
稚児ヶ池	55	島内	2	鹿野田	9
稚児ヶ池南	5	南方	31	山田	14
酒元	11	杉安	6	都於郡	0
妻東	10	椿原	17	岩崎	3
白馬	8	たて野	0	再開発	9
瀬口	9	札の元	2	合計	211

(文書取扱・問合せ:建築住宅課 住宅係 43-0379)

創業や事業承継をご検討されている皆さまへ
【第1期】西都市創業等支援事業補助金申請の募集について

市では、新たに創業する方や事業を引き継ぎ、新事業・新分野に挑戦する方に対して、補助金を交付します。

1. 対象となる補助事業者（全ての要件を満たすこと）
 - (1) 市内に事業所を設置し、継続して事業を行うこと
 - (2) 週5日以上事業を営み、かつ、創業等後同一の場所において2年以上継続して事業を営むことができる見込みがあること
 - (3) 事業承継により補助金の申請をする場合は、市で指定する支援機関からの支援を受けること
 - (4) 西都商工会議所または西都市三財商工会に加入し、継続的に経営指導を受けること
 - (5) 空き店舗や空き家などを活用して創業等を行う場合は、その所有者、所有者の配偶者および2親等以内の血族または姻族ならびに所有者と生計を同一にする者でないこと
 - (6) 市税等の滞納がないこと
2. 補助対象となる主な業種：情報サービス業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など
3. 補助対象経費：創業等に必要官公庁への申請書類作成などに係る経費、事業所等借入費、設備費、広報費、委託費など
4. 補助金の額：補助対象経費または以下の補助基本額および加算額の合計金額のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

補助基本額	50万円	
加算額	補助金の交付申請日に40歳未満の者が行う創業等	50万円
	市で指定する業種で行う創業等	30万円
	市で指定する中心市街地エリアで行う創業等	30万円

5. 補助申請の募集期間：**4月11日（月）から28日（木）まで（募集期間外の申請の受付はできません）**
6. その他
 - (1) 事業申請前に必ず、商工観光課または「一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA（ココカラ）」へご相談ください。
 - (2) 募集後に選考委員会を行い、申請者には**事業内容のプレゼンテーション**を行っていただきます。選考委員会の開催は、**5月下旬頃**を予定しております。
 - (3) 補助金の交付決定を行う前に事業に着手している場合（すでに開業している、事業所などの賃貸借契約を締結済み、新設工事や改装工事をすでに開始しているなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。
 - (4) **年間計7回程度（4月・5月・7月・8月・10月・11月・令和5年1月）**の募集を予定しております。その他詳しい要件などは、商工観光課までお問合せください。
7. 問合せ先 商工観光課 まちづくり振興係 43-3222

（文書取扱：商工観光課）

ココカラ西都市の未来づくりを始めよう。
まちづくり会社が職員を募集中

「一般社団法人まちづくり西都KOKOKARA」では職員を募集しています。同社は、本市の地方創生や次世代人材の育成を推進するため、官民連携のもと、立ち上げたまちづくり会社です。

年齢、経験や資格は不問ですが、特に、まちづくりや西都市の未来づくりに意欲と情熱を持って取り組んでいただける20代～30代の方を重点的に募集しています。

職 種	事務的職業
場 所	西都市小野崎1丁目55番地
仕事内容	○まちづくりに関する企画・立案・実践、コンサルティング業務 ○創業・事業承継支援に関する各種事務 ○イベントの開催、情報の発信 など
雇 用	有期雇用職員 ※正職員（無期雇用）への登用制度があります。
基本給	170,000円～222,500円
就業時間	午前9時～午後6時（休憩12時～13時15分）
休 日	希望する平日の2曜日、祝日（完全週休二日制）
休 暇	夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）
待 遇	社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労働保険 雇用保険・有給休暇制度・通勤手当（2km以上） 賞与・住居手当
その他	<応募書類> 履歴書、職務経歴書、普通自動車運転免許証、 企画提案書（テーマ：西都市のまちづくりや地域活性化事業案について）

○ハローワークにおいて所定の手続きが必要となりますので、応募方法については、**西都市ふるさとハローワーク（43-1432）**までお問合せください。

（文書取扱：商工観光課）

このはな学園生 募集

社会見学・健康づくり・介護予防・防災防犯など、毎月1回いろいろなテーマについて学び、楽しく仲間づくりができる「このはな学園」で人生を豊かにしませんか。

【対象者】 市内在住の69歳以下の方

【開催日時】

開園式 5月19日（木） 午前9時～ 受付
 5月から2月まで月1回（全10回）
 午前9時30分～12時 市外社会見学は午後まで

【費用】 無料 ※ただし入場料などの実費はご負担いただきます

【定員】 20名

【申込み方法】

市公民館にある申込みチラシにご記入いただき、提出していただくか、市教育委員会 社会教育課に電話でお申込みください。

【お問合せ先】

市教育委員会 社会教育課 35-3009

（文書取扱：社会教育課）

国税専門官採用試験受験者募集

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験（大学卒業程度）の受験者を募集しています。受験資格などの詳細につきましては、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）をご覧ください。次の1、2または3へお問合せください。

- 1 人事院人材局試験課
（電話：03-3581-5311 内線2332）
- 2 熊本国税局人事第二課試験研修係
（電話：096-354-6171 内線6046）
- 3 高鍋税務署
（電話：22-1373）※自動音声案内

（文書取扱：税務課）

弓道教室参加者募集について

弓道を楽しんでみませんか？

弓道は年齢や男女の別なく誰にでもできます。弓道の修練が心身ともに日常生活につながる健康的なスポーツです。

皆さまのご参加をお待ちしております。

- 1 主 催：宮崎県弓道連盟 西都支部弓友会
- 2 期 間：5月6日（金）～7月5日（火）
（毎週火曜と金曜 午後7時30分～9時）
- 3 場 所：西都市民弓道場（妻中学校体育館隣）
- 4 参加資格：小学生高学年以上で経験は問いません。
（小学生は保護者同伴とする）
- 5 開 講 式：5月6日（金） 午後7時
- 6 参 加 費：初回のみ1,000円
- 7 そ の 他：弓道用具はお貸しします。
- 8 問 合 せ 先：西都支部弓友会事務局
清田 一雄 電話：42-3645
携帯：090-4776-2943

（文書取扱：スポーツ振興課）

IT事務会計科 訓練生募集のお知らせ

東児湯高等職業訓練校において、インターネットを活用した情報発信などのITスキルの習得や職業人として必要なビジネスマナーなどを身に付けることを目的に「IT事務会計科」が実施されます。

- 訓練場所
東児湯高等職業訓練校（高鍋町北高鍋4613-3）
- 訓練期間
5月17日（火）～8月16日（火）
月～金曜日（訓練休、祝日を除く）午前9時～午後4時
- 訓練内容
パソコン操作、オフィスソフト（Word・Excel・PowerPoint）操作実習、リモートワーク活用、簿記、電子会計実習、人間力開発講習、就職支援など
- 受講料
無料 ※ただし、教材費用など12,970円を徴収します。
- 対象者および申込方法
公共職業安定所に求職申込みをし、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けた方が対象です。申込みは最寄りの公共職業安定所に相談していただき「入校願い」を提出してください。
- 募集期間
4月15日（金）まで
- 選考日
4月21日（木） ※適性検査および面接

【問合せ先】

ハローワーク高鍋 23-0848

ハローワーク宮崎 0985-23-2245

東児湯高等職業訓練校 22-2135

（文書取扱：商工観光課）

都市計画マスタープラン素案に関する意見について

市では、将来あるべき都市づくり・まちづくりの方針をまとめた「都市計画マスタープラン」の改正を行っています。
このたび、都市計画マスタープランの素案がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。皆さまのご意見をお寄せください。

- 【意見募集期間】 4月1日（金）～5月2日（月）
【閲覧場所】 ○市ホームページ（市ホームページ⇒市政・行政⇒建設・都市計画） ○本庁舎2階 建設課内
【意見提出方法】 意見書の書式は定めていませんが、住所・氏名・連絡先を明記の上、郵便・FAX・電子メールまたは直接持参のいずれかの方法で提出をお願いします。
【問合せ先】 建設課 都市デザイン係 TEL：43-1321 FAX：43-4865 メール：tosikei@city.saito.lg.jp

（文書取扱：建設課 都市デザイン係）

↓HP



「西都市子ども家庭総合支援拠点」開設

子どもの健やかな成長をサポートする場所として、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭や、妊娠出産に悩みを抱える妊産婦を対象に子育てに関する悩みや困りごとの相談をお受けいたします。

<相談内容>

「子どもが言うことを聞いてくれない」「子育てがとにかく負担で、子どもにきつくあたってしまう」「子どもの発達が気になる」などの育児に関すること、発達に関すること、子どもの行動面に関することなど、子どもに関する相談に応じます。

<相談方法>

電話：43-1021（メールでの受付も準備中です）
面談：平日午前9時から午後4時
（面談をご希望の際は、電話にて予約をお願いします）
受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分
（祝日および年末年始は除く）
場所：本庁舎1階 福祉事務所内
（文書取扱：福祉事務所）

療育手帳巡回相談の実施について

宮崎県中央児童相談所による療育手帳巡回相談が次のとおり行われます。

【相談内容】療育手帳の再判定を相談対象とします。その他の相談につきましては、児童相談所の担当までご相談ください。

【実施月】年5回

6月17日（金）、12月9日（金）は西都市役所内
4月15日（金）は川南町（川南町役場内）
8月26日（金）は都農町（都農町社会福祉協議会）
10月20日（木）は高鍋町（コンフォール健康センター）
※西都にお住まいの方でも児湯郡会場で相談することができます。

【対象者】児童相談所への来所が困難な方

※交通手段がない方
※疾病などにより移動に困難を要する方など

【申込先】福祉事務所 障害福祉係 43-1206

（文書取扱：福祉事務所）

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなど、ひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止する場合があります。

○日 時 4月19日(火) 午前10時から午後3時まで

○場 所 生きがい交流広場 2階
住所：西都市妻町1丁目73番地
(宮崎太陽銀行西都支店近く)

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談は**平日午前8時30分から午後5時15分まで**随時お受けしています。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国共通ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付窓口

○ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

(文書取扱：市民課)

西都市地域子育て支援センターつばさ館

新年度が始まりました。支援センターも新たな気持ちで、さまざまなイベントを用意して保護者やお友達を迎えたいと思います。

ぜひ遊びに来てください。

＜4月の行事予定＞

- 1日(金) 4月の製作(今月中随時)
- 4日(月) 給食試食会(予約制) ※1食 350円
- 6日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
- 7日(木) 誕生会(4月生まれ)(予約制) AM10:30頃～
- 8日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃～
- 15日(金) つばさ館カフェ①(予約制) AM10:30頃～ 参加費200円
- 18日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
- 19日(火) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)
(参加費:500円 オイル代込み) AM10:30頃～
- 21日(木) 給食試食会(予約制) ※1食 350円
- 22日(金) つばさ館カフェ②(予約制) AM10:30頃～ 参加費200円
- 25日(月) こいのぼり制作(5月2日まで随時)
- 26日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃～ 参加費150円
※ベビーフォトについては、つばさ館にお問合せください。

◆支援センターつばさ館概要(駐車場は横にあります)

- 【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
- 【連絡先】TEL: 43-1049 FAX: 43-1079
- 【利用時間】月～金曜9時～15時 土曜9時～12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談をお受けします。(随時)
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)
詳しくはお電話ください。
- 【育児情報誌】毎月1回 活動内容の情報発信(つばさ館便り)

(文書取扱：福祉事務所)